

北九州市立花尾中学校 P T A 規約

(名 称)

第1条

この会は北九州市立花尾中学校 P T A と呼び、事務局を花尾中学校内に置く。

(目 的)

第2条

1. この会は学校、家庭、社会の緊密な連絡と積極的な協力により民主的教育の振興を図る事を目的とする。
2. この会は政党に無関係であり、営利を目的とせず、又宗教にもかかわらない。
3. この会は学校行政の指導ないし教育方針の干渉を企図しない。

(事 業)

第3条

この会の目的を達成する為下記の事業を行う。

1. 学校教育、家庭教育及び社会教育に対する協力
2. 教育についての研究調査
3. 学校の補助的施設資材の整備への援助
4. 会員の知識教養の向上
5. 教職員及び生徒の福祉に関係ある事業の促進のために学校と公共諸機関との協力促進

(会員の資格)

第4条

次の者はこの会の会員となることが出来る。

1. 在籍生徒の父母又は保護者
2. 本校の教職員

(会員の権利と義務)

第5条

1. 会員は全て同等の権利と義務を有す。
2. 会員はこの会の活動に積極的に参加するものとする。
3. 会員はこの会の運営について意見を述べる事が出来る。
4. 会員は男女別、年齢別、社会的並びに経済的地位その他如何なる形においても差別される事はない。

(役 員)

第6条

この会に下記の役員をおく

1. 会長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 書記 若干名
4. 会計 2 名
5. 会計監査 2 名

(役員の仕事)

第7条

1. 会長は会務を統括し、会合を主宰し、外部に対し会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。
3. 書記は会則（修正を含む）当該年度の人事録、会議の議事録、役員及び委員会の報告書、往復文書等を正確且つ完全に保管し、毎年度末これらの記録を一括して後任者に引き継ぐ。
4. 会計は会費の収納、経費の支払い及び収支記録を正確に行い、毎年度末、会計監査会の監査を経た決算報告書を総会に提出して全会員に報告する。
5. 会計監査は会計の監査をする。

(役員 の 選 出)

第 8 条

役員及び委員長は総会において選出する。但し、選考委員会によって選考し、総会で承認する。

(役員 の 任 期)

第 9 条

役員の任期は1年とする。但し、再選は妨げない。

(経 理)

第 1 0 条

1. この会の収入は承認を受けた事業の収入、その他
正規の認可を受けた財源及び特別会計を以ってこれ
に充てる。特別会計は別途規定を定める。
2. この会は特定の個人又は、団体からの財政援助の故を以って、如何なる性質の義務をも負うものではない。

(会 費)

第 1 1 条

1. 会費の額は1世帯450円/月×12ヶ月とし、変
更する場合は総会において決定する。
2. 会員は正規の会費を必ず納入しなければならない。

(会 計 年 度)

第 1 2 条

この会の会計は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会 議)

第 1 3 条

この会の会議は下記のとおりとする。

- ①. 総会 ②. 役員会 ③. 理事会 ④. 各種委員会
⑤. 委員総会
1. 会議の成立は委任状を含め構成員の過半数とする。
2. 会議の議決は他に定めのない限り出席者の過半数と
する。
3. 議長は総会を除き原則として招集者とする。

(総 会)

第 1 4 条

総会は会の催行議決機関である。

1. 総会は全員で構成し定例総会と臨時総会とする。
2. 定例総会は年1回とし、年度始めに開き予算の審議
役員の選出、規約の改正、決算の承認、事業報告、
会費の決定等を行う。
3. 臨時総会は会員の1割以上の要請があった場合、
または、会長が必要と認めた場合に招集する。
4. 総会の定足数は会員の過半数とする。但し、止むを
得ず欠席する場合は委任状を以って出席に代える事
ができる。

(役 員 会)

第 1 5 条

1. 役員会は役員及び委員長、学校長を以って構成し、
必要に応じて会長が招集する。
2. 役員会は、この会の重要事項を審議する。

(理 事 会)

第16条

1. 理事会は役員及び各種委員会の正副委員長並びに学校長を以って構成する。
2. 理事会の任務は総会、役員会、委員総会、各種委員会において委任された案件の審議決定、その他会の運営に必要な事項の審議決定をする。
3. 理事会は必要に応じて随時開催する。

(委 員 会)

第17条

本会を活動させる為にいくつかの委員会を設ける。

1. 文教委員会
2. 保体育成委員会
3. 広報委員会
4. 学年委員会

(委員会の構成)

第18条

1. 各委員会の構成は理事会に於いて定める。
2. 委員会は委員会担当の役員、理事及び委員で構成し委員長が必要と認められた時、会長の承認を得て開催する。但し委員会で審議した事項は理事に報告して活動に移さなければならない。
3. 各委員会は委員長1名、副委員長若干名を置き理事としてその任にあたる。
4. 前項の理事は委員会に於いて選考し、会長が委嘱する。
5. 委員は理事会に於いて推薦し、会長が委嘱する。

(委員会の任務)

第19条

委員会の任務は以下のとおりとする。

1. 文教委員会
 - ①家庭教育学級の立案と実施
 - ②教育についての研修
2. 保体育成委員会
 - ①保健衛生の為の活動
 - ②会員の親睦と体育活動の企画と実施
 - ③校外生活の補導、災害防止、非行防止
 - ④家庭と学校、地域との連携を図る
3. 広報委員会
 - ①PTA新聞の発行
 - ②その他広報に関する活動
4. 学年委員会
 - ①生徒・保護者と教師との連携を図る為の企画と実施

(委員総会)

第20条

1. 委員総会は理事会の構成員並びに各種委員全員を以って構成する。
2. 委員総会は理事会が必要と認められたとき開催し年間活動計画を具体的に決定する。

(選考委員会)

第21条

選考委員会は原則卒業生と同時に退任する理事会構成員及び教頭をもって構成し、役員・委員長を選考し、総会に図る。